

令和6年度 鶴岡市の鳥獣被害対策支援事業について(案)

鶴岡市農林水産部農山漁村振興課

補助金名	①有害鳥獣被害対策推進事業	②鳥獣被害防止地域活動支援事業	③有害鳥獣対策事業	④狩猟免許取得支援事業
補助対象経費	鳥獣被害防止のための電気柵の導入経費	地域が主体となって行う鳥獣被害防止対策の活動経費	農作物被害防止を目的に被害対策用の器具の購入経費	狩猟免許及び銃所持許可の取得経費
(具体例)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の購入経費 ・地際補強のための通電性を有する防草シートの購入経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊結成 ・追い払い用火等被害防止資材購入 ・追い払い実証活動 ・研修活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・防鳥ネット、侵入防止柵等(※捕獲器)の購入経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種銃猟免許又はわな猟免許取得に係る経費 ・銃砲所持許可及び保管に係る経費 ・猟友会加入費用
事業主体	農業者、営農組織又は生産組合等	地域住民が組織する団体、営農組織又は生産組合等	農業者、営農組織又は生産組合等	市内に住所を有し、猟友会員として捕獲活動に従事しようとするもの
補助率	2分の1以内(上限20万円) (うち県補助:4分の1以内、上限10万円)	初回10分の10(上限10万円):1年 以降2分の1以内(上限5万円):4年 ※計5年間まで	2分の1以内(上限10万円)	2分の1以内(上限95,900円)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭菜園など自家消費作物の被害防止にも利用可能。 ・設置費用は対象外。 ・防草シートのみ購入は対象外。 ・鶴岡市(鳥獣被害防止対策協議会)が開催する研修会への出席が要件。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による自主的な活動を促すため、追い払い隊の立ち上げ経費を支援。 ・追い払い活動に必要な消耗品費を含むが地域住民による組織的活動の検討や研修の実施を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵に電気線を組み合わせる場合は対象とする。 ・消耗品(追い払い用火等)は対象外。 ・市税を滞納なく納付していることの確認が必要。 ※予算の範囲内で小型動物捕獲器も可。(申請時に農作物の被害状況や報告時に県の捕獲許可が必要。) ※爆音機は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銃の購入費用は除く。 ・県猟友会鶴岡支部または温海支部へ3年以内に入会することが要件。 ・市税を滞納なく納付していることの確認が必要。